

第53号議案

一部事務組合等の取扱いについて

一部事務組合等の取扱いについて、別紙のとおり承認を求める。

平成15年12月20日提出

久留米広域合併協議会会長 江 藤 守 國

(別紙)

協定項目番号	14	協定項目名	一部事務組合等の取扱い
調 整 内 容			
<p>一部事務組合等については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(1) 八女西部広域事務組合、甘木・朝倉・三井環境施設組合、浮羽郡衛生施設組合、両筑衛生施設組合、田主丸町吉井町衛生施設組合、福岡県南広域消防組合、三井水道企業団及び浮羽老人ホーム組合については、現在当該組合に加入している町の地位を承継する形で、合併の日到新市として加入する。</p> <p>(2) 田主丸町、北野町、城島町及び三潁町が加入している、福岡県介護保険広域連合、福岡県自治会館管理組合及び福岡縣市町村消防団員等公務災害補償組合については、合併の日の前日をもって脱退する。</p> <p>(3) 福岡県南広域水道企業団、久留米広域市町村圏事務組合、久留米市外四市町高等学校組合、久留米市外三市町新川組合、福岡縣市町村災害共済基金組合及び福岡県自治振興組合については、新市として引き続き加入する。</p> <p>(4) 福岡縣市町村職員退職手当組合については、合併までに調整する。</p> <p>(5) 田主丸町が加入している浮羽郡自治会館組合については、解散の方向で調整する。</p>			